

令和5年3月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	令和5年3月14日(火)		
2 開会及び閉会	開 会	14時00分	
	閉 会	15時00分	
3 出席委員	教 育 長	三 宅 泰 司	
	委 員	河 内 智 美	
	委 員	石 井 希 典	
	委 員	上 西 芳 樹	
	委 員	片 山 美 香	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	後 河 正 浩	教育次長	奥 橋 健 介
次長(教育総務部長兼務)	疋 田 洋 一	学校教育部長	谷 岡 哲 郎
生涯学習部長	道 広 浩 章	教育企画総務課長	寺 坂 芳 子
教育企画総務課 企画調整担当課長	植 山 智 恵	生涯学習課長	上 野 喜 宣
学校施設課長	秋 庭 一 夫	保健体育課長	藤 井 健 介
教育給与課長	今 村 正 樹	教育研究研修センター	名 合 淳
就学課長	松 本 豊	こども企画総務課長	山 本 章 文
事務局 (教育企画総務課課長補佐)	井 本 浩 行	事務局 (教育企画総務課主事)	山 本 健 太 郎
5 議題及び結果	なし		
6 教育長等の報告	なし		
7 議事の概要			
教育長 全委員 教育長 全委員	<p>○ 定刻がきたので、ただいまから3月岡山市教育委員会定例会を開会する。本日は、傍聴希望者が3社と2名来られている。入室してもらってよいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p>		

<p>教育長</p> <p>全委員 教育長</p> <p>教育企画総務課長</p> <p>学校施設課長</p>	<p>○ 日程第2、こちらに1月、2月定例会の議事録があるので、順次ご覧いただき、問題がなければご署名をお願いします。</p> <p>次に、議事に入る前に、会議の公開、非公開について諮る。</p> <p>日程第5の第7号及び第8号議案は、任免、賞罰等職員の身分取扱い、その他人事に関する事項として会議規則第7条第1項第1号に該当するため、非公開としたいと思うが、委員の皆様いかがか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、日程第5の第7号及び第8号議案は非公開と決定する。</p> <p>日程第4、報告第12号を教育企画総務課から報告願う。</p> <p>○ 令和4年度岡山市一般会計補正（第7号）のうち、教育委員会分の予算への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、事務処理権限規則の規定により、令和5年2月24日に専決処理を行った。このことにつき、本定例会で報告し、報告をさせていただく。</p> <p>第10款教育費のうち、教育委員会分の補正前の額472億3,434万1,000円に対して21億7,381万円を増額し、補正後の額は494億815万1,000円となる。</p> <p>今回の補正予算は項目が多く、資料のページ数が多くなっているが、不用額が生じる見込みの事業費などの減額や流用財源等調整、また10ページ以降に補足資料がある予算については説明を省略させていただく。</p> <p>第25項社会教育費、第35目美術館費、美術館運営費の補正額のうち、美術品購入準備基金積立金600万円は、寄附金を受け、基金に積み立てるものである。</p> <p>学校教育施設等整備基金運営費の補正額のうち、学校教育施設等整備基金積立金1,607万円余は、学校給食民間委託による経費節減分等を基金に積み立てるものである。</p> <p>繰越明許費補正（追加）をご覧ください。</p> <p>公民館運営事業、学校給食センター建設事業については後ほど補足資料で説明をするが、その他の事業については国庫補助内示及び国補正に伴うもので、年度内での執行が難しいため、全額を繰り越すものである。</p> <p>債務負担行為（追加）は、国庫補助の内示を受けて計上した旭東中学校の長寿命化予防改修工事7,500万円については、工期が令和6年度までの複数年にわたることから債務負担行為を設定するものである。</p> <p>また、新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業については、令和5年度当初予算において新たに債務負担行為を計上することから、現行の債務負担行為を廃止するものである。</p> <p>引き続き、補足資料について説明する。</p> <p>まず、資料に上げられている第5項小学校費、第10項中学校費、第15項中高一貫校費、それぞれの第1目学校管理費に計上されている学校教育活動継続支援事業について説明する。</p> <p>この事業は、学校における新型コロナウイルス感染症対策経費を学校へ配当するものである。令和5年度当初予算として予算要求していたが、国の二次補正予算に計上されたことを受けて、前倒して補正予算計上するものである。</p> <p>事業内容は、①の感染者の発生により大量消費が見込まれる消毒液などの保健衛生用品の追加購入、②の効果的な換気の実施に必要なCO<sub>2</sub>モニター等の購入が対象となっている。</p> <p>事業費、財源等は記載のとおりである。当該事業費は全額繰越しを行い、令和5年度の学校の感染症対策費として執行する。</p> <p>○ 学校空調機器の更新事業に係る積立金、これについて説明する。</p> <p>普通教室の空調整備は、平成30年度から整備を進め、全ての小・中学校で令和2年の夏から供用を開始している。空調設備の耐用年数が13年であることから、令和14年、15年あたりに空調整備の更新が必要になってくる。この際大</p>
---	--

	<p>きな事業費が必要になってくるので、更新の事業費を積み立て、確実な事業の遂行と財政負担の平準化を図ることとした。目標額26億円を13年かけて2億円ずつ積み立てる計画としている。この計画に従って令和2年度は2億円から積み立て始めているが、令和3年度には2月補正で市全体の収支の剰余金が2億円で12億円を積み増し14億円、今年度も今回の補正で10億円を前倒しで積立てできるように調整していただき、今年度で目標額を達成することができた。</p> <p>続いて、学校施設長寿命化改修工事について説明する。</p> <p>校舎の長寿命化改修事業は、事業計画を作成して、令和2年度から着手している。年間、小・中それぞれ数校ずつ改修を進めている。今回の補正の対象校は10校で、改修の概要についてはお示ししているとおりである。これらはもともと令和5年度当初予算で計上していたが、国の補正の前倒しの内示をいただいたので、これに合わせて2月の補正に計上するものである。実際の事業は次年度に行うので、全額このまま繰越しをさせていただく。</p> <p>続いて、資料13ページの説明をする。</p> <p>学校施設長寿命化改修事業については、これは今年度進めていた事業のうち2件について年度内に完成することが難しいと判断したので、2月補正で次年度へ繰越しをするものである。</p> <p>2件のうち1件は、西小学校の長寿命化改修工事の設計委託になる。校舎の内部まで改修するため仮設校舎を建てることになるが、運動場が狭いことがあって、学校との調整に時間がかかってしまい、2か月延期して5月の完了となっている。</p> <p>一方、野谷小学校のキュービクルの改修工事については、近年の半導体不足の影響を受けて機器の納入に時間を要したことから、1月延長し、4月末の完工を目指している。</p> <p>続いて、小・中学校トイレの洋式化事業についてである。トイレの洋式化事業については、各学校の全ての校舎の1階部分のトイレの洋式化を進める事業を進めている。これも、もともと令和5年度の事業として小・中それぞれ3校、計6校の計画をしていたが、国の補助の前倒しの補正で内示をいただいたので、これに合わせて2月補正に計上するものである。これも実際の事業の実施は令和5年度になるので、全額をそのまま繰越しさせていただく。</p>
保健体育課長	<p>○ それでは、学校給食費負担軽減支援金についてである。</p> <p>事業の趣旨、補正理由だが、物価高騰に伴い食材費や燃料費等が値上がりしていることから、令和5年度分についても保護者の経済的な負担の軽減を目的として国のコロナ対策の交付金を活用し、各学校の給食会計に対して、令和5年度の物価上昇見込額を交付するものである。</p> <p>事業費は2億5,000万円、財源内訳は掲載のとおりである。</p> <p>続いて、学校給食センター建設事業について、繰越明許理由として、市道廃止に伴う地元調整及び関係機関等との協議に不測の日数を要し、年度内完工が困難となったためである。</p> <p>繰越明許費は1億454万8,000円で、測量設計等委託料と工事請負である。</p>
生涯学習課長	<p>○ 公民館運営事業繰越明許費をご覧ください。</p> <p>本案件は、建部町公民館の外壁ほか改修工事について、外壁タイル貼り替え箇所の増が判明し、想定以上の作業日数を要することとなり、年度内に工事を完了できない見込みとなったため、繰越明許費を計上するものである。</p> <p>契約期間は、4月末まで1か月延長。工事請負費4,690万円のうち、支払い済みの前払い金1,716万円を除いた2,974万円が繰越明許費となる。</p> <p>説明は以上である。</p>
教育長 全委員	<p>○ 報告第12号について質問等があればお願いします。 よろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p>

<p>教育長 こども企画総務課長</p>	<p>○ それでは、報告第12号を承認する。 続いて、報告第13号をこども企画総務課からお願いします。</p> <p>○ 令和4年度岡山市一般会計補正予算（第7号）のうち、岡山っ子育成局分の予算案の同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和5年2月24日に専決処理をしたものについてご説明させていただく。 第20項幼稚園費、第1目幼稚園管理費は、594万円余の増額である。増額となった理由としては、市立幼稚園におけるコロナ対策経費1,560万円余、ICT化推進経費3,440万円を国の補正に対応し計上するもので、繰越明許費の設定をしている。 第25項社会教育費、第5目社会教育振興費は、1,383万円余の減額である。主な理由は、ジュニアオーケストラ運営事業の一部が新型コロナウイルスの影響のため中止となったことに伴う不用額などを減額するものである。 第30目自然の家費は、260万円余の減額である。主な理由は、指定管理委託料の不用額を減額するものである。 以上が教育費となっている。 続いて、繰越明許費補正中、岡山っ子育成局関係分についてご説明をさせていただきます。</p> <p>幼稚園運営事業5,000万円は、先ほどご説明したコロナ対策経費、ICT化推進経費などの国の補正予算に伴うもので、全額を繰り越すものである。 少年自然の家運営事業156万円は、少年自然の家特定天井改修工事の設計変更による増額に対応するため、繰越明許の設定をするものである。 説明は以上となる。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長 保健体育課長</p>	<p>○ 質問等があればお願いします。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ よろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、報告第13号を承認する。 続いて、報告第14号を保健体育課から報告願う。</p> <p>○ 令和4年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計補正予算について説明する。 歳入、歳出ともに156万円の増額補正をお願いするものである。 歳入については、第21款財産収入10万6,000円の減額は、基金の運用利息である。運用実績により減額するものである。 第23款繰入金、当初予算では基金からの繰入れを予定していたところであるが、全額の156万円を減額する。 第24款繰越金322万6,000円は、前年度の剰余金である。 補正後の歳入合計金額は、当初予算1,391万3,000円に補正額156万円を加えた1,547万3,000円である。 歳出については、第1款学校校外事故共済事業費のうち、当初予算では事業費及び利息分の基金積立金として97万3,000円を計上していた。先ほどの前年度剰余金のうち166万6,000円を基金に積み増しするため増額するものである。積立金の予算のうち10万6,000円の運用予測分を減額しているため、差引き156万円の増額となっている。 第5目共済事業費である。この財源の156万円を基金繰入金から前年度からの繰越金に補正している。 補正後の歳出合計予算金額は、当初予算1,391万3,000円に補正額156万円を加えた1,547万3,000円である。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員</p>	<p>○ ご質問等があればお願いします。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ よろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p>

<p>教育長</p> <p>教育給与課長</p>	<p>○ それでは、報告第14号を承認する。 次に、議案に入る。 日程第5、第3号議案を教育給与課から説明願う。</p> <p>○ 第3号議案岡山市立学校園における働き方改革推進方針についてである。 提案理由としては、働き方改革をさらに進め、学校園と教育委員会がそれぞれの役割を理解し教員の長時間勤務を見直すことで教員の負担軽減につなげていくとともに、教育の質の向上を図ることができるよう本方針を定めようとするものである。 お手元に資料をお渡ししていると思う。12月のときに一度見ていただいていると思う。変更したところだけ簡単に説明させていただく。 資料に本市の教員の勤務状況が出ている。前は大きな変化が見られないだけだったけれども、今回は中学校は減少傾向ということをはっきり書かせていただいている。グラフのところは変わらないが、実際中学校は減少傾向なので、そのことを明らかにさせていただいている。 それから、引き続いて推進方針の目標である。これについては現在の数値を改めて令和4年度まで最新の数値を入れさせていただいている。 それから、変更点で、視点4の取組2のところであるが、これは前回ご指摘いただいたところを修正させていただいて、調査報告、取組2のところ、調査報告等の実施時期というところでさせていただいている。それから、その下の視点5のところの取組5、6のところであるけれども、これは以前のときは検討するというように書いていたが、予算ももうご承認いただいているので、導入しますというところに変更している。 以上、簡単な変更点であって、これが最終版で策定を速やかにさせていただきたいというふうに考えている。 説明のほうは以上である。</p>
<p>教育長</p> <p>石井委員</p>	<p>○ ご質問、ご意見等があればお願いします。</p> <p>○ この働き方改革推進というのは国全体で方向が定められているものを実行に移していくということになると思う。その際のこの推進方針の目標というものが記載されているけれども、この目標、例えば目標1であれば45時間を超える教職員のゼロを目指すとか、目標2、目標3はそれぞれ数値が入っているけれども、これはほかの自治体との差というものが実際にあるものなのか、ないもの、分からないのかというのを教えていただけたらと思う。</p>
<p>教育給与課長</p>	<p>○ この目標、45時間というところ、それから今回段階的に80時間、60時間、45時間で設定させていただいている。大体どこの自治体も同じような目標を設定されている。45時間というのは、やはり平成29年頃の労基法改正の基になったこういった議論の根本的なところになってきておるので、そこはどこの自治体も踏まえながら段階的にするのか、そもそも80時間という目標から入っていくとか、その辺はいろいろ自治体によって異なるが、ほぼ方向性は同じだと考えている。 それから、目標2は、これもほかの自治体でもあったけれども、岡山市の特定事業主行動計画と同じ目標を設定させていただいている。 それから、目標3についても、他の自治体でも取り入れているところがあって、これは学校の中での支援を数値化したような意味合いがあって、できるだけ支援を大きくしたいという思いからこういう目標にさせていただいている。 以上である。</p>
<p>石井委員</p> <p>教育長</p> <p>教育給与課長</p> <p>教育長</p> <p>教育給与課長</p> <p>教育長</p>	<p>○ ありがとうございます。</p> <p>○ 45時間は国のガイドラインになりますか。</p> <p>○ そうです。国のガイドライン、指針にも入っている。</p> <p>○ 数年前に義務化された取組だから、それをしないわけにはいかない。</p> <p>○ そういことです。</p> <p>○ ほか、ご質問、ご意見があるか。</p>

河内委員	○ 6の働き方改革のアンケート結果のまとめというものが、これは結果を単にここへ上げられているだけで、これを踏まえてどのような現状があるとか評価をされている文章がないけれども、これを見ると勤務時間外に在籍する主な要因として、どの校種も授業準備を上げられている。さらに、もっと時間をかけたいと思っている業務も、やはり授業準備である。先生方が勤務時間外に在籍しても仕事をしないと頑張っておられる授業準備、でもさらに時間をかけたいと、いい授業をつくりたいと思われているということは、ほかで時間をできるだけ生み出して、この授業準備にける時間をしっかりつくっていかないという大きな何か目標というかめり張りというか、そういうものが見えてくると思う。そういうものがここに表れてこないのかなと思ったんだが、それについてはいかがか。
教育給与課長	○ ご指摘の分析のとおりだと我々も思っております。それで、実は4本の柱とその取組が、こういったことも踏まえての柱、それから取組を現場のご意見も踏まえて今回立てさせていただいて、先ほども修正であった保護者の連絡のツールとか、それから今回一番、14ページ目に今回これで改めて書かせていただいた夏季の閉庁日の5日の施行の拡大というようなことも、できるだけそういった時間をつくること、また効率化をしていくことにより先生方の授業準備とかそういった時間もつくりたいという思いで柱のほうを組み立てさせていただいている。
教育長	○ 河内委員が言われたのは、今回校長会で話をして、視点4で教育課程の抜本的な見直しというのを入れた。これで少し教育課程を工夫して、子どもの帰る時間をちょっと早めるとか、時間を生み出す工夫を入れてきたところは多分新しいですね。
教育給与課長 教育長	○ そうである。 ○ 校長会からもこれは要望があつて、学校も頑張るからといって言われた部分だと思います。本当に時間があつたら幾らでもやるのが教育だけど、とはいうもののその区切りをつけることと時間を確保してあげることは要するという議論になっていた。もう先生がおっしゃるとおりである。ただ、やりたい人はやりたいじゃないですか。その個人的な部分をどう折り合いをつけるかというのはテクニカルな部分で言うと、単元計画をやりたい構想ができれば、授業1時間ごとではできるというのもあるので、単元計画をしっかり夏休みなんかにもつくってみるとか、どうしても次の日の授業に追われるのが若手なんだけど、考え方をセンターの研修とかで変えていくというのも私が現場にいるときにはお願いしました。
河内委員	○ 働き方改革という、やっぱり気が重いんですね。なかなかその改革しなきゃいけないと思いつながらできない現状という闘いの中で、どうしていこうかというふうな悶々とするところがあつて。でも、そこに何か明るい未来が見えるような、希望が湧くようなそういう何か、この推進方針でも希望が湧いていくような何かワッと出てくると、よし、じゃあ頑張ろうとなっていくのかなと思います。だから例えば授業の準備とか、そういう教員が本当に教員の仕事の一番重要なとこだと感じているところが目に見えるようなものがあつて、そのためにいろんな工夫をして少しでも時間を生み出してやっつけていけるんだと、だから頑張っていこうという思いを持てるようなそういうものにならないかなとちょっと思いました。
教育長	○ 説明自体はこれでいくんでしょうけど、先ほど言われたように具体的にこういうことで削減できるような、例えば教材研究でいうと現場でやっていたのは、子どもに1つ箱みたいなのをすとしたら、学校業務アシストの人をお願いして、あと30個は作ってもらおうとかしました。それはすごく時間短縮になって、見本があつたらバツと20個なり30個できる。特に小学校1年生は結構活用していました。今回5時間増やしますよね。
教育給与課長 教育長	○ はい。 ○ 河内委員が言われるようにこれはこれで説明が要ると思うけど、どうやって時間を削減するかというのは校長会でいろいろやったんで、校長会が言うべきこと

<p>教育給与課長</p>	<p>なのかもしれないし、そこはさび分けしながらやっていただければいいのかなと。</p> <p>○ それで、今回この関連で、先ほども教育長のほうからあったが、アシスト職員の配置時間増であるとか、先ほどの保護者連絡ツールの導入、それから学校閉庁日施行の拡大とか、そういった教育委員会がしっかりそれを前に押し出すこともやりながら、学校と両輪で進めていき、また次の施策がどういったことが有効かも引き続き検討しながら進めていきたいというふうに考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>○ これ自体をチェックしながらいかないといけないですね。よろしいか。</p>
<p>全委員</p>	<p>○ 〈なし〉</p>
<p>教育長</p>	<p>○ それでは、第3号議案を原案どおり可決してよろしいか。</p>
<p>全委員</p>	<p>○ 〈承認〉</p>
<p>教育長</p>	<p>○ 第3号議案を原案のとおり可決する。</p>
<p>教育研究研修センター所長</p>	<p>続いて、第4号議案を教育研究研修センターから説明をお願いします。</p> <p>○ それでは、新教育研究研修センター（仮称）の基本方針についてご説明をさせていただきます。</p>
<p></p>	<p>新センターでは、現在の岡山市の教育を取り巻く状況へ対応していくことを目的に整備を進めてまいる。</p> <p>1ページにある（1）の3段落目のところであるけれども、令和4年12月19日の中央教育審議会答申に係る文書を文言を新たに引用したところを変更しているところである。</p>
<p></p>	<p>続いて、現センターの概況について、一部語句の修正をしているが、内容的な変更については1月に見ていただいたところと変更はしていない。</p>
<p></p>	<p>続いて、新センターのコンセプトである。前回お伝えさせていただいたとおり、真ん中に現時点の教育大綱で掲げる目指す子どもを置き、高める、つくる、応える、この3つの柱を循環させながら業務を進めてまいりたいと思う。子どもの学力や社会性、教職員の質、能力を高めることを目指していく。そして、子供たちの学びの土台をしっかりとつくる。そのために、前回もご意見をいただいたように、民間企業や大学と連携をし、協働しながら研究や研修に取り組むことを目指していく。さらに、教職員の指導に関する悩みや保護者の就学に関する悩みに対し、それに応えることを目指していく。</p>
<p></p>	<p>（2）の①から⑤の5つのコンセプトイメージ、そして取組の重点についても、新センターのコンセプトとして再整理をさせていただいた。</p>
<p></p>	<p>続いて、研修、研究、情報教育推進、相談の4つのエリアの概要、そして11ページの⑤としてその他共有スペースについての概要について記している。</p>
<p></p>	<p>（1）の事業手法についての表現も修正している。</p>
<p></p>	<p>（3）のスケジュールについて、ここについては変更はない。令和5年度は地質調査と基本設計を実施していく予定である。そして、供用開始は4年後の令和8年度末という想定で整備事業を進めてまいりたいと考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は以上である。ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>○ 質問、ご意見等をお願いします。</p>
<p></p>	<p>よろしいか。</p>
<p></p>	<p>開設はまだ先ですが、今できることをもう改善を始めていただいていると思うので、それがうまく新しいとこでスタートに引き継げればといいかなと思っている。</p>
<p></p>	<p>それでは、第4号議案を原案どおり可決してよろしいか。</p>
<p>全委員</p>	<p>○ 〈承認〉</p>
<p>教育長</p>	<p>○ では、第4号議案を原案どおり可決する。</p>
<p>就学課長</p>	<p>続いて、第5号議案を就学課から説明をお願いします。</p> <p>○ 岡山市立夜間中学設置基本方針案についてご説明する。</p>
<p></p>	<p>参考資料として、岡山市立夜間中学設置に係る関連資料とパブリックコメント</p>

の結果の概要をつけている。

それでは、設置基本方針案をご覧ください。

表紙裏をご覧ください。

この構成として、1章では公立夜間中学とはどのような学校なのかを説明している。2章では、岡山市のこれまでの取組をまとめている。3章、4章、こちらでは国勢調査結果、ニーズ調査から夜間中学の必要性を説明をしている。5章、6章、7章、こちらが設置基本方針となる。

2章、こちらでは岡山市のこれまでの取組をまとめている。こちらにある岡山市立夜間中学設置検討会議、こちらは庁内関係課の市長部局7課、教育委員会事務局8課で構成した検討会議で、夜間中学に関して設置場所や基本方針について検討を重ねてまいった。10月のところと11月のところにある岡山市における公立夜間中学の在り方検討会、こちらで学識経験者、関係団体、市民団体、学校関係から9名の有識者の方に集まっていただき、基本方針についてそれぞれの立場から目指す学校像や入学対象者、修業年限などについてご意見をいただいた。

5章は、岡山市における公立夜間中学の設置である。こちらでは開設時期、設置場所、設置形態、施設構成についてまとめている。令和7年4月に岡山市立夜間中学校に夜間学級として設置することとしている。

このページ以降で有識者の方やパブリックコメント等でご意見をいただいたところを主に説明する。

6章は、設置に係る基本方針。

この1、目指す学校像では、夜間中学は年齢や国籍、生活背景など多様な生徒が通うことが想定される。そのため、多様性を尊重する学校、安心して学べる学校、挑戦できる学校、こちらとしている。

2番の入学対象者。こちらでは、本市では義務教育の年齢を過ぎた人、中学校を卒業していない人または卒業していても不登校などの理由で十分に学ぶことができなかつた人、外国籍の方も可、岡山市に住んでいるまたは勤務している人、協定を結ぶ市町の人、こちらを対象とする。入学希望者に対しては面談を実施することとしており、丁寧に聞き取り、対応してまいります。

続いて、3、入学時期についてである。4月入学を基本とし、随時入学も可能とする。今までの検討の中で、年度途中での入学希望者に対しては面接相談を随時行い、体験授業を行う方向で進めてまいったが、このことについては、体験授業で夜間中学へ通うのであれば、それを入学という整理でもよいのではないかというご意見もいただいております、継続的に議論を行っていたところである。そこで入学時期においては様々な解釈がある中、混乱を避けるため、入学を随時可能とし、詳細については今後検討することとしたいと考えている。

4の進級と修業年限。こちらの修業年限については、中学校と同じく3年を基本とし、個々の実情に対応するため、原則として最長6年までの在学を可能とする。修業年限については国も、夜間中学は中学校であり、修業年限を3年と示しており、3年での卒業を想定をしている。進級や卒業については、個々の事情を把握し、個別対応も考えてまいります。

9の学校給食。ここでは記載しているとおり、学校給食は実施しない。学校給食法において、学校給食とは栄養管理がされている給食であり、必要な栄養素は学校給食実施基準に定められている。年齢、国籍など多様な方々に応じた学校給食の提供は困難であると考え、実施しないこととする。各自が食べ物を持参した場合、休憩時間に食事ができるようにする。食事の在り方については、今後も検討していくこととしている。

7章は、教育課程、学習指導、学校生活である。

1の年間授業時数であるが、年間の総時数を700時間程度とし、特別の教育課程を今後検討する中で、全ての教科をバランスよく決定する。

2の週間授業時数であるが、月曜から金曜まで1日当たり40分の授業を4時間で実施することとしている。



<p>教育長 片山委員</p> <p>就学課長 片山委員 就学課長</p> <p>教育長</p> <p>就学課長 教育長</p> <p>石井委員 教育長 就学課長 教育長 河内委員</p>	<p>4、学年では、入学について原則第1学年からとしているが、入学者の希望に応じて第2学年や第3学年からの入学も可能としている。</p> <p>11、通学方法では、基本的には徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通学を想定しているが、特段の事情がある場合は個別の事情を把握し、柔軟に対応することとしている。</p> <p>最後に13番の服装であるが、制服は設けないが、式典等での服装については生徒会とともに検討することとしている。初年度については、式典の雰囲気配慮した服装の着用をできる範囲で求めるが、新調するよう必要がないこと等については事前に十分説明してまいる。</p> <p>以上が設置基本方針案となる。</p> <p>次の冊子、岡山市立夜間中学設置に係る関連資料であるが、こちらは参考資料として、夜間中学の設置に向けて参考とした法令などをまとめた資料となっている。</p> <p>最後に、1枚物のパブリックコメントの結果の概要についてである。62名の方から224件のご意見をいただいた。多かった意見とその意見に対する市の考え方を裏面に載せている。ご意見については、開設後の運営の中で参考とするなど、よりよい夜間中学づくりに生かしてまいる。</p> <p>説明は以上となる。ご審議よろしく願います。</p> <p>○ 質問、ご意見等があったら願います。</p> <p>○ 10ページの入学対象者なんだけれども、中学校とか小学校に該当する年齢期だけというか、そういう学校種を卒業しているということをお前提でなくても別に問題ないということでしょうか。</p> <p>あと、外国籍の方も可とあると、かなりその学力差というのがあるだろうなというのがすごく気になって、その授業がどんなふう展開されるのかというのがイメージがつきにくいけれども、それぞれ自己判断で大丈夫だろうという人が入学を希望されるのかもしれないけれども、そのあたりもし何かあったら教えていただければと思う。</p> <p>○ 最初のご質問が小学校の卒業というところもということでしょうか。</p> <p>○ はい。</p> <p>○ ちらも想定をしている。小学校を卒業してない方も当然対象にはなっています。</p> <p>外国籍の方も可ということで学力等のことについては、十分そこは面談で話をし、学校の中で担当する教員、個別指導なども取り入れながらの授業展開になっていくと想定している。</p> <p>○ 夜間中学とあるから中学校とここへは書いてあるけど、基本的にはいろんなニーズを想定しているというのが書いてないけどあります。</p> <p>あと、外国人の方のイメージのところですが、基本的には、授業は教科書を使うのですか。</p> <p>○ 教科書を基本的には使っていきます。</p> <p>○ 基本的には教科書を使うけれども、来た方によってということだろう。ほかはよろしいか。</p> <p>○ 教科書については、選定はどのような形でされるのか教えていただきたい。</p> <p>○ 教科書選定についてはどうか。</p> <p>○ 教科書については、基本的には市内で使っている教科書を使います。</p> <p>○ ほかはよろしいか。</p> <p>○ 先ほど片山委員がおっしゃったように、いろんな方がいらっしゃるわけで、その一人一人のニーズに沿えるような学校にしていこうというときには、かなり個別指導の充実であるとか、それからいろんな教育課程の工夫だとか、これは今後になるんだと思うが、かなり柔軟に工夫して、一人一人が満足して学びを進めていけるようなそういう工夫が必要だなというふうに思うけれども、そのあたりは何かお考えがおありでしょうか。</p>
--	--

就学課長	○ 教育課程を組むときに柔軟な対応というのは考えていかなければいけないと思う。学びを提供して、そういった学びで学んでよかったと提供いただけるような学校づくりを目指していきたいと考えている。
河内委員 教育長 教育長	○ まだこれから検討していく感じですね。 ○ そうです。2年間準備がありますので。 ○ 本当に多様な生徒が在籍するという特徴を生かしていくのが全てだと思う。もうそれは河内委員が言われるとおりの。実際に2年間いろいろやっても、実際に来られる方でまた考えないといけないと思う。 そこは、だから始まってからまたというのも当然考えないといけないと思います。想定はいろいろとして、この方ならどうやっていくとか、集団でできることは何かとか、工夫が要ること等、この2年間よくシミュレーションとか想定をしてください。
石井委員	○ そういう多様性ということであれば、ぱっと思いつくところでは、オンラインでやったらよりいいんじゃないかと思うところがあるけれども、それはなかなか難しい、やりながらそういうことも検討する対象になるのか、そもそもそういうことは検討できない対象なのか。
就学課長	○ 対象の方を、不登校で学校へ行けなかった方というのも対象にしている。学校生活という集団の中でいろんなことを学んでいく、コミュニケーションであったりということも大切にしていきたい学校づくりを目指していきたいと思っている。オンラインについては、今のところまだ想定はしていないけれども、研究はしていこうと思う。
教育長 就学課長 教育長 就学課長 教育長 就学課長	○ 物理的には可能か。 ○ 生徒と同じタブレットは使っていけるような体制は考えて。 ○ 生徒に配布はできない。 ○ そこは研究。 ○ 他の都市はどうか。そこは情報はないか。 ○ 他の都市でオンラインをされているところは、私も先進校へ行かせていただいたんだが、今のところそこではされてはいない。
教育長	○ もう一個、不登校特例校を今文科省が増やそうとしているところはオンラインの何かをやっていると聞いたけど。石井委員、これから研究をやらせていただく。
石井委員 教育長	○ はい。 ○ ほかにご意見はないか。 よろしいか。
全委員 教育長 全委員 教育長	○ 〈なし〉 ○ それでは、第5号議案を原案どおり可決してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 第5号議案を原案のとおり可決する。 続いて、第6号議案を就学課からご説明願う。
就学課長	○ 第6号議案令和5年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準の決定についてご説明する。 本議案は、令和5年度就学援助制度の実施に当たり、本市の認定基準及び支給基準を定めようとするものである。 認定基準について、対象となる方の内容としては昨年度から変更をしていない。 特に(2)合計所得金額のライン設定の理由について、資料1をご覧ください。 就学援助の認定基準は、前年度の生活保護基準を基に一定のルールに従い、リンクする形で基準額を決定していたが、もともとの基準となる生活保護基準が年々下がっていて、本来就学援助の認定基準もそれに合わせて下げるべきところであるが、国から激変緩和に関する通知が出ている経緯も含めて、平成27年度以降今年度まで認定基準の据置きを図っているところである。今年度も動向を注視してまいったが、コロナ禍や昨今の物価高騰の影響などにより経済的に困られている世帯が減少するような状況ではないことを踏まえて、引き続き平成26年

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>度の認定基準額267万6,000円の水準を維持し、児童・生徒の学びを下支えしてまいりたいと考えている。</p> <p>続いて、就学援助費支給基準額について説明する。</p> <p>岡山市の支給単価は国が定める要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じている。令和5年度は、中学校の新入学児童用学用品費、これは小6向けの新入学準備費と同額となるけれども、6万円から6万3,000円と3,000円引き上げられる予定となっている。このため、国単価に合わせて来年度引上げを図りたいと考えている。</p> <p>続いて、岡山市が独自に単価設定をしている費目として給食費と修学旅行費がある。給食費は令和2年度より実費を支給する内容に変更し、小学校の修学旅行費については従前から国より若干高い単価設定としていて、引き続きこの内容を維持してまいりたいと考えている。</p> <p>引き続き、来年度郵送申請を継続するとともに、オンライン申請を開始するというような内容の説明となる。内容、スケジュールは資料のとおりとなるが、今後とも学校現場の負担軽減、そして保護者の方が制度を知らなかったというようなことがないように、周知の徹底も含めて、使いやすい制度となるよう手法の面でも工夫や改善に取り組んでまいります。</p> <p>以上で説明を終わる。ご審議の上、ご承認いただくようお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質問、ご意見等をお願いする。よろしいか。</li> <li>○ 〈なし〉</li> <li>○ 第6号議案を原案のとおり可決してよろしいか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ では、第6号議案を原案どおり可決する。</li> </ul> <p>次に、非公開の審議に移るので、関係者以外の方のご退席をお願いする。</p>
<p>傍聴の状況</p>	
<p>報 一</p>	<p>道 般</p> <p>3名 2名</p>